



ここから

昨年中の収入について所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する(した)。

はい

市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

いいえ

昨年中に収入がある。  
※遺族年金・障害年金・雇用保険(失業保険)等は収入に含まれません。

はい

昨年中に給与又は公的年金等以外の収入がある。

はい

市民税・県民税申告書の提出が必要です。

いいえ

**市民税・県民税申告書の提出をお願いします。**

※昨年中に収入がなかった方についても、以下の行政サービスを受けるためには申告が必要です。

- ・税証明書の交付
- ・国民健康保険税(料)の算定
- ・後期高齢者医療保険料の算定
- ・介護保険料の算定
- ・児童手当の支給資格の認定
- ・水道料金の減免
- ・公営住宅の入居手続き 等

いいえ

勤務先からさいたま市に対して「給与支払報告書」が提出されていない給与がある。

はい

いいえ

**給与又は公的年金の源泉徴収票に記載されていない以下の控除を申告したい。**

- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・配偶者控除、配偶者特別控除
- ・扶養控除
- ・障害者控除
- ・ひとり親控除、寡婦控除 等

はい

いいえ

市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。